

●香川県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年6月15日から同年7月6日まで一般の縦覧に供する。

平成19年6月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市中山665番1地先から 東かがわ市中山753番1地先まで	21.4~51.2	440	平成8年香川県告示第190号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年6月15日